

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力の停止処分について

令和8年7月1日（水）

茨木市が実施した監査の結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）に基づき、令和8年6月16日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社あつぷる
- (2) 代表者 代表取締役 村上 正利
- (3) 所在地 茨木市若園町36番3号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションあつぷる
- (2) 所在地 茨木市若園町36番3号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
・平成24年4月1日 居宅介護

3 行政処分内容及び期間

- (1) 処分の内容 指定の効力の一部停止
- (2) 停止する指定の効力 新規利用者の受入停止
- (3) 処分期間 令和8年7月1日から令和8年12月31日まで

4 行政処分を行う理由

不正請求

利用者1名について、虚偽の実施時間を記録したサービス提供記録を作成することにより、本来実施していない居宅介護サービスを実施したように装い、介護給付費を不正に請求し受領した。

健康医療部 福祉指導監査課
電話 072-620-1809 (ダイヤル)